

はじめに

「一人ひとりの人権が尊重され、だれもが自分らしく安心して暮らすことができる人にやさしいまちづくり」

これをスローガンに高槻市人権まちづくり協会では市民の自主的な活動を基に、高槻市におけるあらゆる人権問題解決のための啓発活動などを行うとともに、市の人権施策と協働し、差別のないすべての人の人権が尊重される心豊かな社会の実現に資するように事業を進めてまいります。

一昨年来、新型コロナウイルス感染が世界中に拡散し、今では 1 億人を超える人が罹患し、さらに多くの死者も出るなど、感染防止策を講じながらも、なかなか収束に向かわない現状があります。

こうした中で、新型コロナウイルス関連の差別や人権問題が、身近なところで多発して、拡大防止のための様々な自粛や制約の長期化など、先の見通しの不透明感から、恐怖心や不安感を背景とした人権侵害案件が起こっています。戦うべき相手は人ではなく「新型コロナウイルス」なのですが……。加えて、社会を取り巻く状況は、ヘイトスピーチ、LGBT、障がい者、部落問題などあらゆる弱者への偏見や差別が解消されず依然として現存しています。

こうした人権課題の解決は新型コロナウイルス関連の人権侵害と同様で、その本質を見極め、一人一人が意識して解決に取り組むべき課題であることを再確認しなければなりません。人権課題の解決は行政が主体となって行うべき重要施策ではありますが、同時に、市民の理解と協力が必要不可欠です。

そこで、当協会は、人権課題解決の橋渡し役として、市民や民間組織と行政を結ぶべく創設され、今日まで様々な人権啓発事業を展開してきており、その役割はま

すます重要なものとなっています。

また、新型コロナウイルスのように、これまでの想像を超えた不安事象や人権侵害事案が多発する今日ですが、改めて安心・安全なまちづくりの観点から、多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会の実現にむけて事業の実施を図ってまいります。

具体的には、新型コロナウイルスに関連した差別や人権侵害問題の防止啓発活動をはじめ、大阪府の人権関係 3 条例(人権尊重の社会づくり条例、性の多様化 LGBT 条例の理解増進、ヘイトスピーチ条例)を受けた取り組みをこれからも展開してまいります。

さらに、当協会活動の原点である、中学校区地区単位会の「人権草の根活動」を一層推進し、人権のまちづくりに努めることが、当協会の果たすべき基本的役割と考えております。

## 1 基本方針

- 1) 人権意識の普及・高揚を図るための教育、啓発への推進
- 2) さまざまな課題を有する人々に対する総合的な人権施策への推進
- 3) 協働参画社会・多文化共生社会の実現に向けた事業
- 4) 人権尊重の社会づくりをめざす市民及びボランティア並びに特定非営利活動法人等との連携
- 5) ホームページの充実と情報提供の構築
- 6) 協会の目的を達成するために必要な事業

## 2 重点事業

### (1) 草の根人権啓発活動

- ① 当協会の目的に賛同し、ともに草の根人権啓発活動を進める会員及び団体会員の拡大にむけ協会の充実を図ります。
- ② 公民館、コミュニティセンター、学校、関係施設など地域の様々な団体・企業と連携した、地域人権啓発事業に努めます。
- ③ 引き続き未組織校区（五領・柳川中学校区）の立ち上げにむけ、働きかけに努めます。

### (2) 富田・春日両ふれあい文化センター事業

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、施設の利用にあたり要件を遵守いただくことを徹底し業務に努めます。

- ① 市民にとって使いやすい施設の運営を確保・充実に向けて努めます。
- ② 隣保館運営事業につきましては、福祉と人権の向上にむけ、情報発信など地域に密着した啓発の充実と福祉の向上に努めます。
- ③ 相談業務の充実を図るとともに、各種相談の窓口を広げ地域の課題を集積し人権啓発活動への推進に努めます。

### (3) ホームページの充実と情報発信

幅広い情報提供を行うために利用頻度をさらに上げることで、当協会の認知度や広範囲な情報提供に努めるとともに、人権情報誌として「あくていぶ」の充実と拡大に努めます。

### (4) 当協会の人材確保

今日的課題である組織の高齢化は当協会も例外ではなく、これを支える人材が強く求められています。事業の継続と新たな活動の創造のためにも人材の発掘・確保が急務となっており、人材確保の上で、人権啓発の基軸となれる組織に努めてまいります。

## 3 事業別計画

### I. 法人管理事業

誰もが安心・安全に暮らせる福祉と人権のまちづくりの推進を図るため組織の充実と人権啓発活動に取り組みます。

#### ① 組織の充実

協会会員の拡大強化にむけ、新たに団体・法人会員また、賛助団体・個人会員の拡充をめざします。

#### ② 理事会・社員総会の開催

「協会定款」の規程に基づき、理事会・定時社員総会を開催します。

#### ③ 情報発信

「人づくりまちづくり情報誌 あくていぶ」を年2回発行し、より見やすい情報として各施設、関係団体に配架し、人権情報誌としての充実を図ります。

また、若年層への情報提供を拡大・拡散する手法として、「ホームページ」や「Facebook」などのSNSを活用し、イベント、講座、講演の発信と協会の認知度をさらに高める方策を進めていきます。

#### ④ 相談事業

福祉と人権のまちづくりネットワークの構築と相談体制の充実を図ります。

⑤ 調査・研究

研修会の企画・運営や啓発活動の手法・立案について研究を行うとともに、関係施設・団体との交流についても調査・研究に努めます。

⑥ 公益社団法人

公益法人化について、社会情勢など現時点において継続的に研究を図ります。

## II. 人権啓発事業

学校・PTA・公民館・コミュニティセンター・企業などに人権啓発に関わる情報の提供や啓発などの支援を行います。

① 人権啓発講座

□講師派遣

外部講師の派遣並びに、人権啓発指導員や職員を講師として派遣するとともに、中学校区単位会と連携しながら各施設と協働して市民の人権意識の高揚を図ります。また、市内の団体や企業への働きかけを進めます。

□啓発コーディネート

市民のニーズに合った講座の開催や様々な人権課題について、講師の派遣をするため、関係者と連携し、講座・イベントの実施に協力します。

□教育関係者との連携

学校やPTAとの連携を深めるため、講座・イベントを進めます。

② 人権講演会（心の豊かさを求めて）

社会環境の変化と新たな人権課題を知ることで、心豊かな人権意識を養う講演会を開催します。

□心の豊かさを求めて

日 時：2021年6月5日（土） 午後2時～4時

場 所： 高槻市立生涯学習センター 多目的ホール

テーマ： 「障害のある娘とともに歩んで見えてきたこと」

講 師： 住田功一さん 元NHKアナウンサー

対 象： 市民

③ 平和展

「戦争の悲惨さ」と「平和の尊さ」など非核平和の精神が多くの市民に定着することを目的に、企画委員会を中心に企画し開催します。

□平和展 (予定)

日 時： 2021年8月5日(木)、6日(金) 午前9時～午後5時

会 場： 高槻市立生涯学習センター 多目的ホール、展示ホール

内 容： ・2日間、パネル展示、平和学習、平和の木等

・8月5日(木) 映画会

・8月6日(金) 市民音楽祭(合唱祭)

対 象： 市民

④ 人権連続講座

新たな人権課題や生活に密着した課題を提供できる講座として開催します。

□連続講座

日 時： 2021年10月から毎週金曜日 午後2時～4時

会 場： 市民交流センター クロスパル

内 容： 5回の連続セミナー 「調整中」

対 象： 市民

⑤ 人権週間記念事業

これまで記念事業を人権週間にあわせて、市民のみなさんと一緒に取り組んできました街頭啓発活動や人権啓発作品など、本年度も人権意識の理解や認識をより深めることを目的に、企画委員会を中心に開催します。

□人権週間街頭啓発活動

市をはじめ各関係団体と共に街頭啓発活動を行います。

日 時： 「未定」

場 所： 市内各ターミナル駅

□人権啓発作品と人権パネル展

人権をテーマとした「作文・標語・絵画」作品を募集し、入選作品と人権パネルを生涯学習センター展示ホールにて展示します。

日 時：2021年12月10日（金）、11日（土）

午前10時～午後5時

場 所：高槻市立生涯学習センター 展示ホール

作品募集：7月～10月

対 象 者：市民、小・中学生

□人権を考える市民のつどい

人権啓発作品入選者の表彰と人権週間記念講演会を開催します。

日 時：2021年12月11日（土） 午後2時～

会 場：高槻市立生涯学習センター 多目的ホール

内 容：人権啓発作品入選者表彰式・人権週間記念講演会

対 象：市民

⑥ 地域活性化

市内16中学校15地区を単位として設立された、中学校区地区単位会が行う草の根人権啓発活動と会員拡大にむけ、協働で取り組んでいきます。

また、未組織の中学校区地区単位会の設立に向け働きかけに努めます。

□ふれあいアップ講座

日 時：年間を通じて

会 場：公民館、コミュニティセンター、ふれあい文化センター等

内 容：人権啓発につながる講座 他

対 象：市民

□ミニ平和展（各単位会の取組み）等

地域の拠点施設や各種団体などと連携して、平和に関するパネルや人権啓発パネルの展示をします。（平和展開催時のパネルの巡回展示等）

□人権啓発入選作品巡回展示

公民館、コミュニティセンター、ふれあい文化センターにおいて人権啓発

入選作品を巡回展示し、地域における人権意識の高揚を図ります。

□人権バス研修

3校区の単位会が合同して、会員向けに研修を目的に先進地視察と各単位会会員の交流に努めます。

⑦ 人権リーダー育成

草の根人権啓発活動の中心的な役割を担う人材の（育成・養成）に努めます。

□先進地研修

当協会の基幹を担う社員を対象に、先進地への研修を行います。

日 時： 2021年9月 「調整中」

場 所： 「調整中」

□非核平和研修

日 時： 2021年度 「調整中」

場 所： 広島平和記念公園または、長崎平和公園

内 容： 非核平和研修

対 象： 社員並びに会員

- ・ 平和展会場で市民の方が折った千羽鶴を被爆地である広島平和記念公園または、長崎平和公園に持参奉納（各校区や幼稚園施設等からも提供）し、「戦争の悲惨さ」と「平和の尊さ」を研修します。

□その他研修会への参加

各種の人権研修の場に参加し、あらたな課題と啓発にむけての醸成に努めます。

### Ⅲ. 人権地域啓発交流事業

市民交流を目的に、関係施設、障がい者支援施設、福祉団体・市民団体と協力し広域的な交流事業として開催します。



① ヒューマンライツフェスタ（東会場—春日）

② フェスタ・ヒューマンライツ（西会場—富田）

日 時： 2021年 8月、12月

会 場： 春日・富田ふれあい文化センター周辺

内 容： 広域的交流事業（交流イベント、講座、展示、バザー、  
舞台発表、パフォーマンス、ミュージックフェスティバル等）

対 象： 市民

#### IV. 人権教育啓発事業

教育や子育てに関する基本的な知識を学ぶ場として、人権がもつ感性を育成することを目的に実施します。

① 人権教育講座

子育てや社会の現状をテーマに豊かな人権感覚の育成につながる講座を開催します。

② 映画会

映画会を通して、豊かな心を養い育む催しを行います。

#### V. 富田・春日ふれあい文化センター一部業務受託事業

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染者やその家族、医療従事者、外国人などに対して、誤った情報や認識に基づく不当な差別・偏見・誹謗中傷・いじめなどがあってはなりません。

不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることをのらないよう、国、大阪府及び高槻市が提供している正確な情報を確認いただくとともに、冷静な行動を呼びかけ、人権の啓発に努めます。2021年度も引き続き、市から受託する予定であり、福祉と人権の向上と地域住民の拠点となる開かれたセンターとして、国、府及び高槻市の方針のもと地域の諸団体と連携をしながら総合的な事業の実施に努めます。また、施設利用者の人権研修をはじめ市民が快適に利用できる施設のあり方について調査・研究に努めます。

① 人権啓発事業

□人権講演会

市民を対象に新たな講演会の企画の提案や、多様な人権課題について理解を深めるため、関係施設や地域の諸団体との連携により開催します。

□出前人権講座

ふれあい文化センター周辺の公民館、コミュニティセンターに出向き講座を行い、周辺地域の人権啓発に努めます。

② ふれあい・交流事業

ふれあい文化センターを拠点として、校区地区単位会との連携や交流の場を図ることはもとより、地域の施設、諸団体との交流に努めます。

③ 情報発信（棧・センター通信）

社会状況の変化に伴い、福祉と人権の課題も変容しており、新たな福祉と人権の課題に関する情報を発信します。

センター内のパネル展示についても、年間計画に基づいたパネル展示を行います。また、危機管理に伴う災害情報を自主防災組織と連携し、情報発信に努め意識の高揚を図ります。

④ 総合相談

市及び関係機関と連携し、両ふれあい文化センターの職員とともに住民の生活・福祉の向上や自立支援に関する総合生活相談、人権相談を行います。

## VI. 自主事業

① 人権や平和、障がい者、ヘイトスピーチ、部落問題等などに取り組んでいる団体とのネットワークを構築するため、各種団体との連携を図ります。

② 府内市町村の人権啓発団体で構成する「愛ネット大阪」や「財団法人大阪府人権協会」と連携しながら、人権啓発の研究・研修に努めます。